

高槻市告示第 524 号

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要届出管理区域の一部指定解除について

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年 3 月 23 日大阪府条例第 6 号）第 81 条の 12 第 2 項の規定に基づき、同条の 12 第 1 項の指定に係る次の区域について指定を解除する。

平成 22 年 10 月 12 日

高槻市長 奥本 務

1. 指定を解除する区域

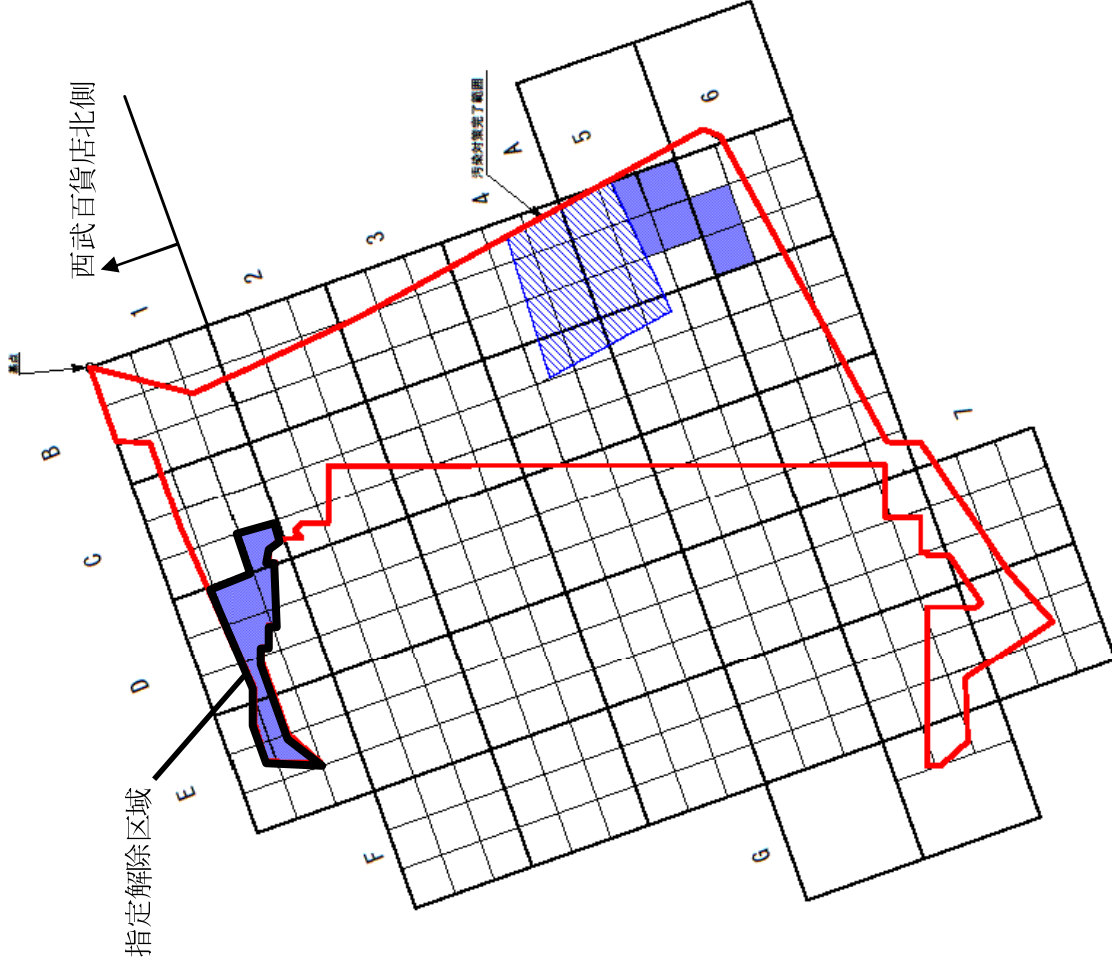
150 番 3、150 番 7、150 番 8、150 番 9 の各一部（別紙のとおり）

2. 除去されたと認められる管理有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水銀及びその化合物

以上

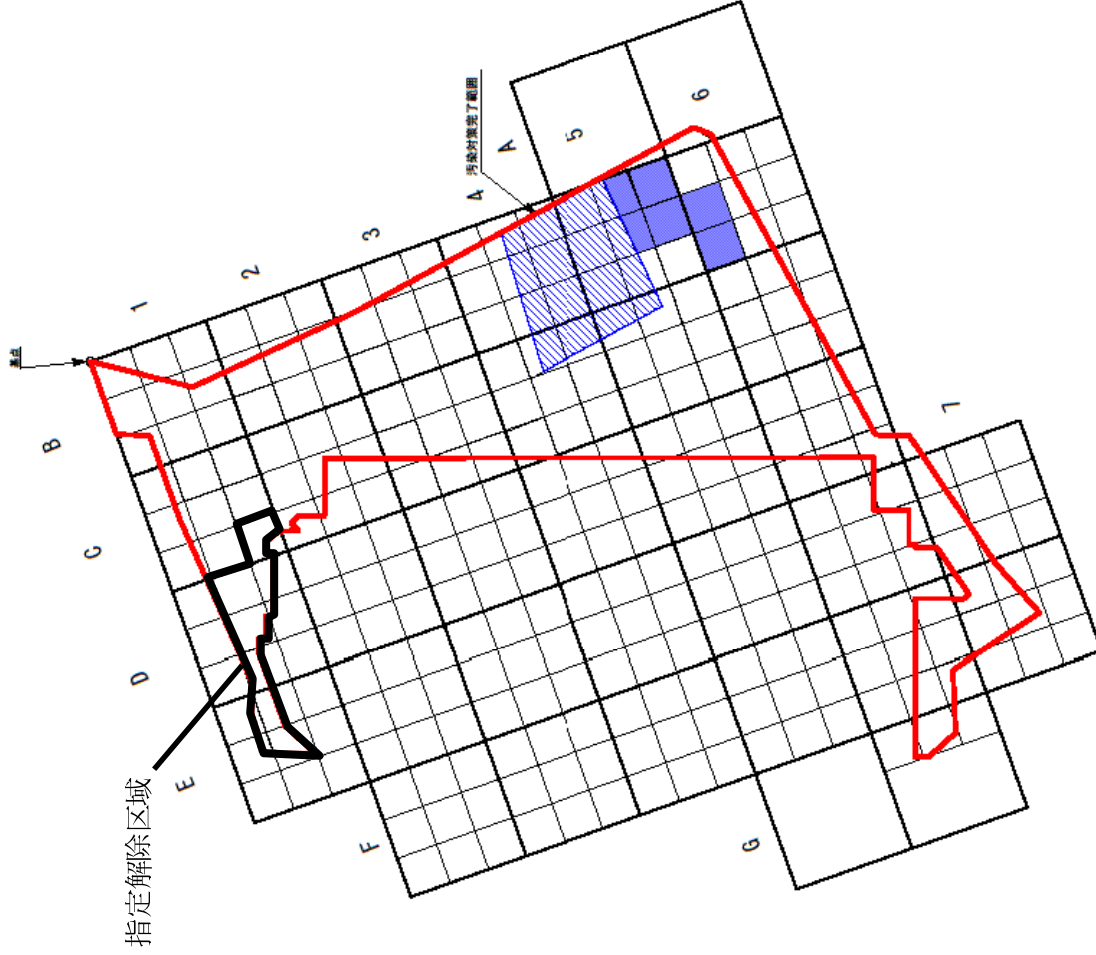
一部指定解除前



要届出管理区域

図 1. 一部指定解除前の要届出管理区域

一部指定解除後



要届出管理区域

図 2. 一部指定解除後の要届出管理区域